晴海客船ターミナル客船友の会ボランティア規約

（名称及び事務所）
第１条　本会の名称は、晴海客船ターミナル客船友の会ボランティア（以下「友の会」という。）と称し、事務局を晴海客船ターミナル事務所内（中央区晴海 5-7-1）におく。
（目的）
第２条　友の会は、客船ターミナルを利用する船舶の入出港時における歓送迎の活動を通じ賑わいの創出を図ることを目的とする。
（活動内容）
第３条　友の会は、前条の目的を達成するために次に掲げる活動を行う。
（１）客船出港時の見送り
（会員及び会費）
第４条　友の会は第２条に掲げる目的に賛同する会員により構成し、登録制とする。
２　会員の種類は次のとおりとし、会員には会員証を交付する。
①　個人会員　中学生以上の個人
②　家族会員　小学生以下の個人と同居する家族
３　入会費、年会費は無料とする。
４　会員証は本人のみが利用できるものとし、第三者への貸与・譲渡などしてはならない。
５　会員の期間は、入会の日より令和 3 年 3 月 31 日までとする。
６　会員証の有効期限は、記載された有効期限に関わらず、原則令和 3 年 3 月 31 日までとする。
（会員の特典）
第５条　会員は、事務局が指定する客船入出港の賑わい創出に参加することで、事務局が指定する別紙１の特典を受けることが出来る。１回の参加につき１ポイントとする。
２　前項で獲得したポイントの有効期間は会員として登録されている期間とする。
３　ポイントの付与については、令和 3 年 1 月 31 日までとし、ポイント交換の時期については、令和 3 年 2 月末までとする。
４　その他、事務局が会員向けに実施するサービスを受けることが出来る。
（会員による客船ターミナル施設の利用）
第６条　会員による客船ターミナル施設の利用時間は、客船ターミナル施設開館時間に準ずる。
（届出事項の変更等）
第７条　会員は、氏名、住所等に変更が生じた場合には、すみやかに友の会事務局に届け出る。
（退会）
第８条　会員は、いつでも自由に退会できるものとする。この場合にはただちに友の会事務局に連絡の上会員証を返却しなければならない。
（資格の喪失）
第９条　会員が次のいずれかに該当した場合には、会員の資格を取り消す場合がある。
（１）　虚偽の申告があったとき
（２）　毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日の間、事務局が指定する客船入出港の賑わい創出への参加が１年間なかったとき
（３）　本規約に違反があったとき
（４）　会員としての品格を損なう行為があったとき、または、事務局が会員として不適格と判断したとき
（5）その他、本会の運営上に著しい支障があると認められる行為を行ったとき
（規約の変更）
第 10 条　事務局は、本規約を会の運営に応じて変更することができるものとする。
２　　事務局により変更された本規約は、晴海客船ターミナルの Web サイト上に掲載された時点で効力を発するものとする。
（個人情報の取扱）
第 11 条　個人情報保護法により、友の会運営の目的以外での個人情報の使用は一切行わない。
（免責及び損害賠償）
第 12 条　友の会活動中の人身事故、盗難などに関して事務局は一切の賠償責任を負わない。

附　則
１　この規約は、令和元年 9 月 1 日から施行する。